

ウクライナ侵略後のロシアとのビジネスに関するFAQ

日露貿易投資促進機構事務局
(一般社団法人ロシアNIS貿易会)

2022年2月24日に発生したロシアによるウクライナ侵略後、日本企業の関係者の皆様から日露貿易投資促進機構にお寄せいただいたお問い合わせと、それに対する当機構からの回答をFAQの形でまとめましたので、ご参考になれば幸いです。

1. 決済について

Q1) 米欧日によるロシアへの金融制裁の結果、既存契約における輸出入決済に不安を感じている。

A: ロシア側取引先が輸出入決済に利用している金融機関が金融制裁の対象となっているのか、まずは確認してください。制裁対象でない場合は「基本的に」決済可能ですので、取引先と調整の上、「早め」の対応をお願いします。ただし、ドルやユーロでの決済の場合、ロシアの制裁対象の金融機関との決済でなくとも、ロシア中銀への制裁が影響して米欧のコールレス銀行が決済仲介できない、ないしは拒否する可能性があり、今後決済がさらに困難になることが予想されることに注意してください。また、円建てでの決済の場合を含め、輸出入決済にて利用されている邦銀に現状のロシア向けL/Cや送金、決済の状況をよく確認するようにしてください。

※ウクライナ侵略後の主要各国の対ロシア制裁措置については以下をご参照ください。

- 米国: <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information/ukraine-russia-related-sanctions>
- EU: <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/history-restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>
- 英国: <https://www.gov.uk/government/collections/uk-sanctions-on-russia>
- 日本: https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/ua/page3_003225.html

Q2) ロシア側の取引先が輸出入決済用の指定金融機関の変更を要望してきたが、対応して問題ないか？

A: ロシア側取引先が新たに指定してきた金融機関が金融制裁の対象となっているのか、まずは確認してください。制裁対象でなければ、取引先と協議の上、既存契約を変更するなどして対応することは可能です。なお、決済にて利用されている邦銀にも状況確認するこ

とをお勧めします。

Q3)ロシア側取引先がロシア国外の金融機関を既存契約の決済に用いたいと要望してきた。どのような意図が考えられるか？

A: 現在ロシアでは、制裁対抗措置として厳しい外貨規制が導入されており、現地企業は受け取り外貨を自由に取扱うことができません。また、現地輸出業者は外貨での受取代金の8割を強制的にルーブルへと両替させられます。このため、ロシア企業には海外子会社が利用するロシア国外の金融機関を活用しようとする動きなどがあります。ただし、この場合は既存契約の大幅な変更が必要とされる他、ロシア側の提案次第では、迂回貿易や租税回避に加担するリスクが生じますので、先方の提案に法務上のリスクが存在しないかどうか、慎重に精査するようにしてください。

※ロシアによる外貨規制については以下をご参照ください。

●外貨の強制売却→<https://www.jp-ru.org/news/etc/p009712/>

「1)2022年2月28日付ロシア大統領令第79号(外貨の80%の強制売却)」

●外貨の持ち出し・送金の制限→<https://www.jp-ru.org/news/etc/p009712/>

「2)2022年3月1日付ロシア大統領令第81号(外貨の持ち出し・送金の制限)」

●その他、外貨規制についてはロシア中央銀行が各種規制を発表しますので、同行のホームページのプレスリリースをご覧ください。ことをお勧めします。

ロシア中央銀行ホームページ(英文):<https://www.cbr.ru/eng/>

Q4)米欧日がどのロシア金融機関に制裁を科しているのか、良く分からない。

A: 日本、米国、EU、英国などはそれぞれに、どのような対ロ制裁が実施されているのか取りまとめたサイトを設けていますので、まずはそこから概要を確認してください。米欧の金融制裁については、列挙されている指定金融機関以外に、その子会社(資本比率50%以上)が含まれている場合があり、これらについては金融機関名が法令などに明記されておらず、個別に確認する必要があります。

※ウクライナ侵略後の主要各国の対ロシア制裁措置については以下をご参照ください。

●米国: <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information/ukraine-russia-related-sanctions>

●EU: <https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/history-restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

●英国: <https://www.gov.uk/government/collections/uk-sanctions-on-russia>

●日本: https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/ua/page3_003225.html

2. 輸出入規制について

Q1)ロシアによるウクライナ侵略後、日本とロシアの間で特定の品目の輸出入が禁止されたと聞いた。どの品目が禁止されたか、何を見ればわかるのか？

A:貿易規制は、日本政府による規制とロシア政府による規制がありますので、その両方を確認しなければなりません。日本からロシアへの輸出については、例えば、日本政府によって2022年4月5日より奢侈品(一定の金額以上の酒類、たばこ製品、陶磁製品、香水・化粧品等)、5月20日からは先端的な物品等(量子コンピュータ、3Dプリンター、石油精製の触媒等)の輸出が禁止されています。また日本によるロシアからの輸入(ロシアから日本への輸出)については、ロシア政府によって各種機械製品や木材製品の一部、砂糖など300品目以上が輸出禁止の対象となりました。日ロ両国による貿易規制は、今後も追加(あるいは削減)・修正されることがありますので、日本政府や当機構のホームページを適宜ご確認いただくことをお勧めします。

※日本政府による貿易規制については以下をご参照ください。

●経済産業省ホームページ

→https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

※ロシア政府による貿易規制については以下をご参照ください。

●ロシアからの輸出禁止措置→<https://www.jp-ru.org/news/etc/p009712/>

「6)2022年3月9日付ロシア政府決定第311号(ロシアからの搬出禁止品リスト)」

「8)2022年3月9日付ロシア政府決定第313号(木材品の一部に関する輸出禁止品リスト)」

「9)2022年3月14日付ロシア政府決定第361号(砂糖の一時的輸出禁止措置)」

「23)2022年5月11日付ロシア政府決定第850号(非友好国への輸出禁止品目の削減措置)」等

Q2)ロシアでは並行輸入が合法化されたと聞いた。どういった品目が並行輸入の対象となるのか？

A:たしかにロシアでは並行輸入を合法化する動きがあり、5月7日、ロシア産業商業省によって並行輸入の対象となる品目やブランドが公表されました。並行輸入が認められる品目とブランドのリストは、当機構ホームページに掲載しています。ロシア産業商業省によると、このリストは2~3カ月ごとに改訂していくとのことなので、注意が必要です。

※ロシアによる並行輸入品リストについては以下をご参照ください。

●並行輸入品リスト→<https://www.jp-ru.org/news/etc/p009712/>

「20)2022年4月19日付ロシア産業商業省令第1532号(並行輸入を許可する品目とブランドのリスト)」

Q3) 既存契約にてロシアへ納入を予定していた物品が貿易管理対象となった。結果、契約を履行できないが、これは不可抗力条項を適用できる状況であると考えてよいか？

A: 日本側としては、日本の対ロ制裁措置に従わねばならず、このような場合では不可抗力と判断せざるを得ないと解釈できます。しかし、ロシア政府や裁判所は米欧日の制裁の結果、履行されなくなった契約義務を不可抗力にあたらないと判断する可能性があります。このため、訴訟リスクを回避できるよう、ロシア側取引先と早急に協議を行うことをお勧めします。

3. 物流について

Q1) 欧州海運業者がロシア向け貨物の取り扱いを取り止めていることは報道などで理解しているが、港に着いてからの陸運状況はどうか？ 小口の貿易を予定していたところ状況を確認したい。

A1 (3月時点): 例えば、ロシアやベラルーシ向けの輸送を主に扱うラトビア・リガ港では、制裁強化を見込んだ駆け込み需要でキャパシティがひっ迫している状況にあり、倉庫で貨物が滞留される事例が増えてきています。鉄道を押さえるにも時間を要するでしょうし、トラックを使う場合も取扱量増に伴う国境ポイントの混乱に直面することになるでしょう。また、トラック輸送については、ロシア人やベラルーシ人ドライバーがEU査証を認められないケースが増えてきており、動かせるトラックの台数自体も少なくなっている模様です。ロシア側取引先と協議して輸出を延期するか、取りやめるか判断することをお勧めします。

A2: EUの対ロ制裁強化により、ロシアへの奢侈品など一部製品の輸出が禁じられ、またロシアからの輸入についても一部製品は当局への許可が必要な状況となっています。これに伴い、国境ポイントでの確認も厳しくなり、ロシアとEU加盟国間の陸運は徐々に取扱量が減少しているとの情報があります。会社の死活的利益となる取引である、あるいは納期が極めてゆるやかな取引である、といった場合でない限りは、輸送ルートの変更、あるいは貿易の取り止めを検討した方が無難かと思われます。

Q2) ロシア・ウクライナ戦争により、ロシアの黒海沿岸港湾を活用した中央アジア向け輸送が困難となった。他国の港湾を利用した物流状況はどうか？

A: 例えば現状、ジョージアのポチ港からカスピ海沿岸地域に向けての輸送に問題は生じていません。ポチ港までの海運についても東アジアから約30日、ポチからは約40~60日で通常通りの運航となっています。ただし、この物流路については(ポチ港から内陸へ貨物を輸送した後の)受け手となるカスピ海沿岸地域港湾のキャパシティが大きくはなく、戦争の

長期化に伴い、取扱いに難が出る局面があり得ます（現状としては物流の滞留は起きていない模様です）。

Q3)戦争リスクにより黒海沿岸の保険料が上がると聞いたが状況はどうか？

A:4月、英ロイズ保険組合などからなる戦争保険料率委員会がロシア水域すべてを戦争船舶保険の保険対象外エリアに指定しました。このため、対象となる水域については戦争プレミアムが加算され、傭船料がより高額となる可能性があります。黒海沿岸については、アゾフ海およびロシア・ソチ周辺海域、ウクライナ海域がこの除外対象となっていますが、それ以外は通常通りの扱いです。

4. ロシアによる対抗措置について

Q1)外国企業を標的とした刑事罰が導入されると聞いたが状況どうか？

A:「ロシアに対する政治・経済制裁の導入を要望した」法人および個人へ刑事罰を科すことが既に可能となっています。また、対ロ経済制裁への同調を「職権濫用」とみなし、ロシアに拠点を置く外資企業幹部を罰することのできる刑法改正案も議会審議中です。

Q2)外国企業資産を接収する法案があると聞いたが状況どうか？

A:外国人や外国組織が25%以上の株式を支配する組織を対象とし、その組織が外資撤退などにより今後の営業が困難になる可能性がある場合、半ば強制的に外部管財を導入することのできる法案が議会審議中です。直接的に資産接収を目的とした法案ではありませんが、適用要件が曖昧で拡大解釈が可能なため、成立した場合のリスクは非常に大きなものとなり得ます。ロシア下院は今議会の会期末(7月30日)までの同法案の成立を目指しており、結果が注目されるところです。

※2022年4月12日にロシア下院に提出された「外部管財法案」については以下をご参照ください。

●外部管財法案→<https://www.jp-ru.org/news/etc/p009712/>

「19)2022年4月12日提出「組織運営に係る外部管財についての法案」(非友好国の一部企業に対する外部管理の導入)」

(以上)